

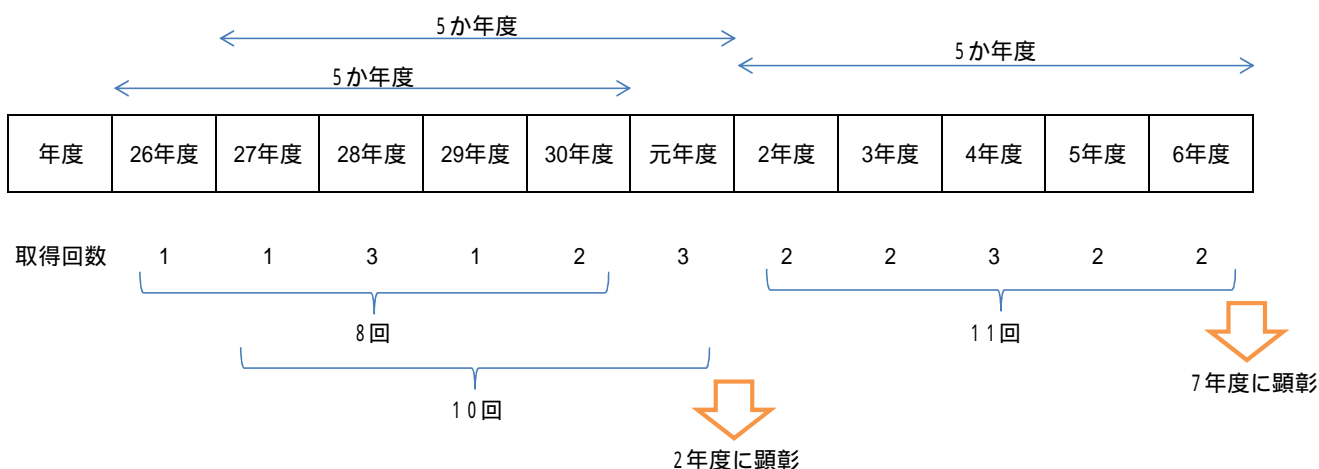
優良施工者顕彰の優良工事取得回数の考え方

例1.



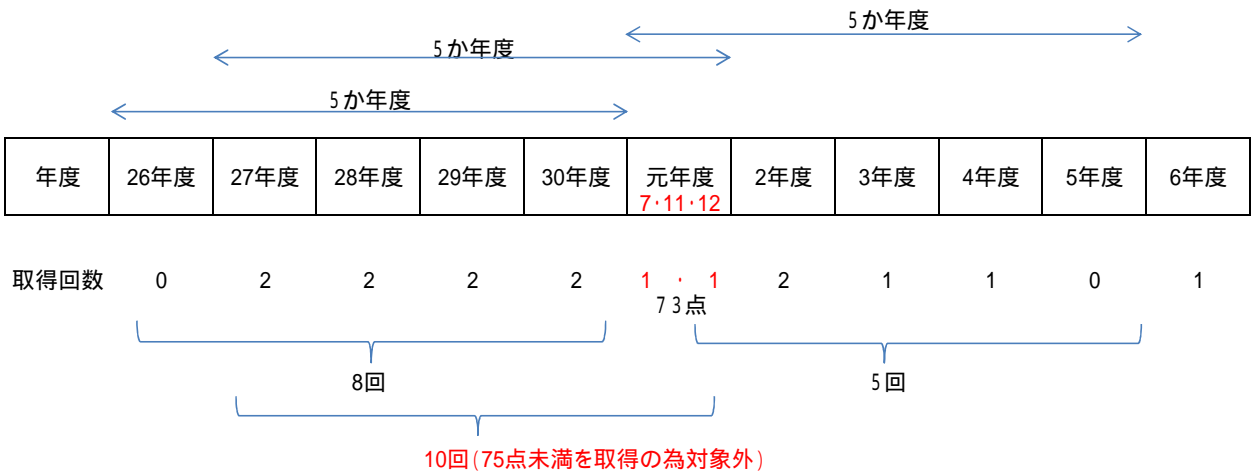
* 30年度末までの5か年度において、12回取得しているので優良施工者顕彰の対象となります。
 優良施工者顕彰を受賞した場合は、顕彰受賞の前後年度で取得回数の持ち越しは行わず、受賞となった対象期間を除き、新たに元年度より累計することになり、元年度より5か年度で10回取得しているため、6年度に顕彰となります。

例2.



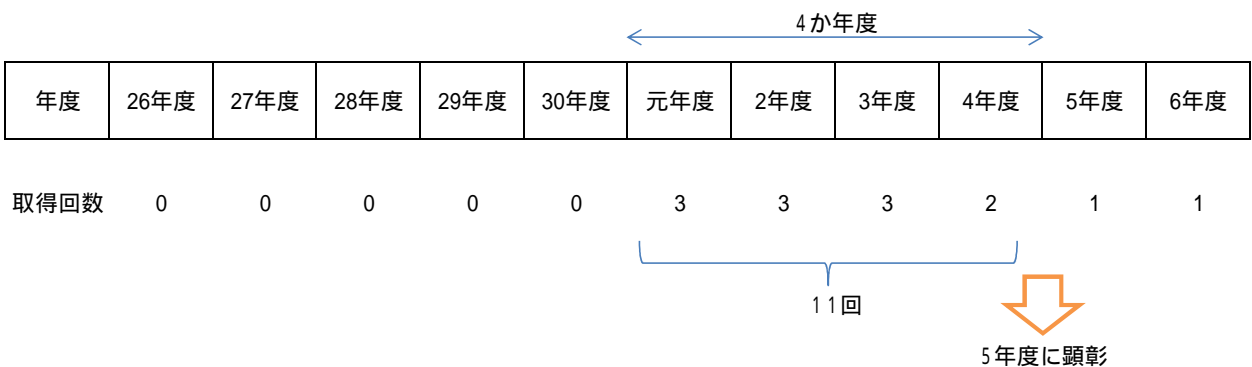
* 26年度～30年度の5か年度において10回以上取得できなかった場合には、次の対象期間が27年度～元年度の5か年度間での対象期間となり、そこで10回取得したため、2年度に顕彰を行います。
 顕彰を受賞し、再度、2年度～6年度の間11回取得しているため、7年度に顕彰を行います。

例3.



* 30年度までの5か年度で8回取得して、次の対象期間の27年度から元年度までの間に、10回取得した。しかし、元年度の工事において、7月に81点、11月に73点、12月に80点であった。この場合、元年度7月と12月に送付を受けた評定点が80点で累計では10回になるが、11月に送付を受けた評定点が73点(標準点である75点未満)を取得したため、7月までの取得回数は対象外となります。新たに元年度12月以降からの取得回数を累計するため、元年度の取得回数は1回となります。

例4.



* 30年度まで取得はなかったが、元年度からの4か年度内において、11回取得した。この場合、5か年度以内に10回以上取得しているため、5年度に顕彰する。